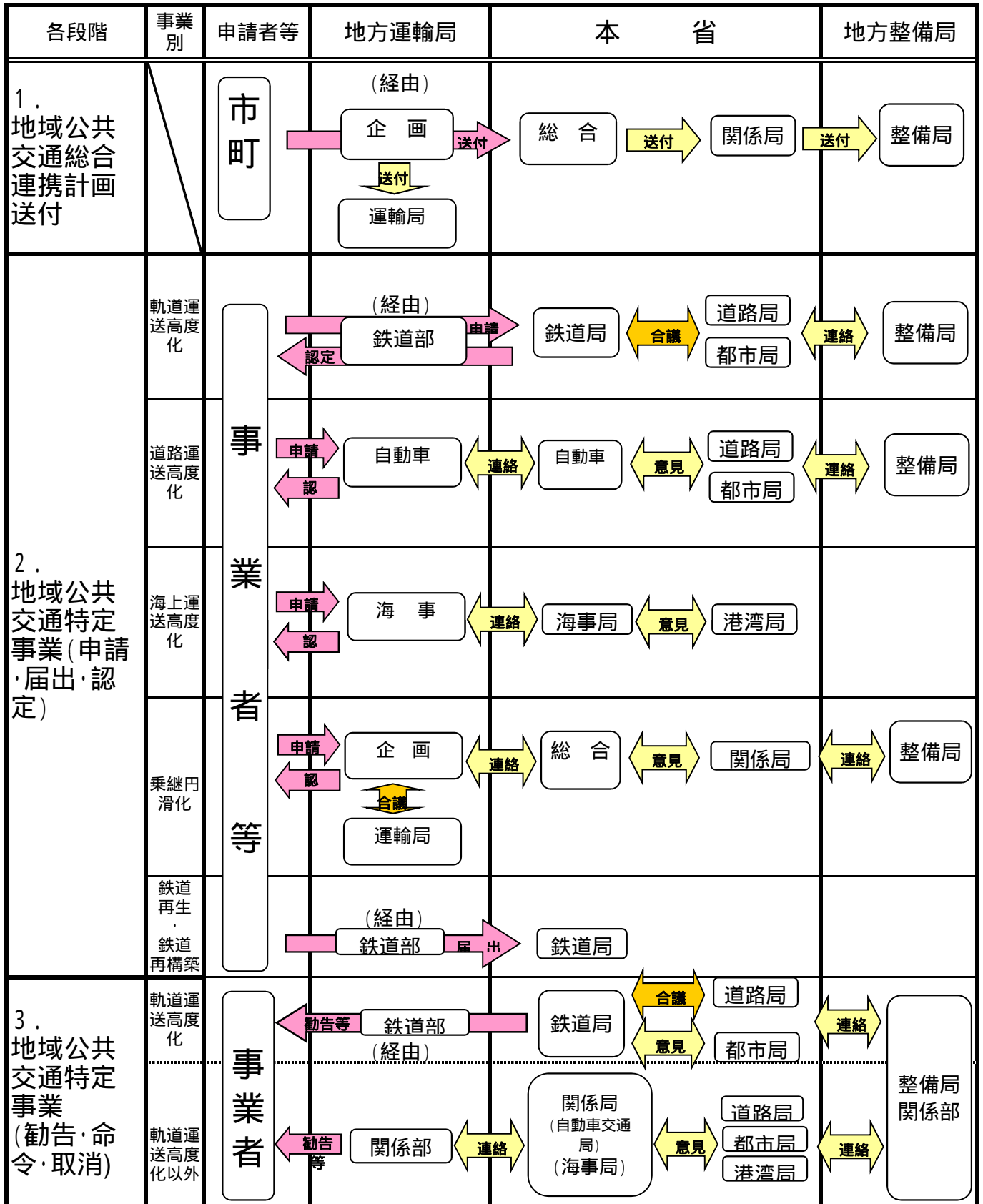


地域公共交通活性化・再生法における事務手続きの基本的な流れ（国土交通省内）



- 1 上記はあくまで国土交通省内の基本的な事務の流れであり、事業内容に応じ適宜関係部局等と各段階において緊密に連絡調整することとする。なお市町村と関係機関の間における関係を網羅したものではない。
- 2 合議・意見照会は、特定事業の内容により、必要に応じ適宜行うものとする。
- 3 総合政策局及び企画観光部は、各地域公共交通特定事業に関する情報を適宜掌握するものとする。